

児童扶養手当の現況届はお済みですか

7月末現在、児童扶養手当を受けている人で、まだ現況届を提出していない人は、至急提出してください。

この届を提出しないと、引き続き8月分以降の手当を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

届出先・問合せ＝こども福祉課 こども係（内線522）

おとなの歯の相談（歯周疾患検診） （要申込・無料）

歯肉炎や虫歯の有無をチェックし、歯みがきのコツをお伝えします。

日時＝10月14日（水）13時30分～16時

※申し込み時に、受付時間を①13時30分

②14時 ③14時30分 ④15時から選んでください。

場所＝保健センター「さんて郡山」

対象・定員＝昭和51年3月31日以前生まれの市民、15人（申込先着順）

申込・問合せ＝9月7日（月）から、電話等で保健センター「さんて郡山」（☎58-3333）へ



ストマ用装具購入補助 定期申請のお知らせ

身体障害者手帳に、「直腸機能障害」または「ぼうこう機能障害」の記載がある人で、ストマ用装具を利用している人は、定期申請をしてください。

9月中の申請で、10月～来年3月分の購入補助が受けられます。

※10月に申請した場合、11月分からの補助となりますので、十分注意してください。

申込・問合せ＝希望する人は、身体障害者手帳と印かんを持って、厚生福祉課（内線535・538）窓口へ

広 告 欄

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください！



通信販売利用時には
返品特約を確認！

大和郡山市消費者センター
☎ 53-1583（内線244）
相談受付 月～金曜日
9時～16時

〈相談事例〉

インターネットショッピングで靴を購入しました。サイズが合わなかったので、返品を申し出ましたが、応じてくれません。

衣類や靴を、テレビショッピング、カタログショッピング、インターネットショッピングなどで購入することは、日常的なことになりました。衣類や靴など、購入前に試着することができないので、サイズの選択を十分慎重に行うことが大切です。日頃利用している衣類や靴のサイズであっても、注文した品が届いてみるとサイズが合わなかった、ということはしばしば起こります。

訪問販売や電話勧誘などは不意打ち性があり、購入意思が不確定な状態のまま、販売員のセールストークに乗せられて、契約してしまいがちです。そこで冷静に考え直すために、一定期間、契約を無条件で解除できるクーリング・オフ制度が設けられています。

しかし、カタログやインターネットサイト等で、あらかじめ商品を検討し、じっくり考慮した後に申し込みすることができる通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。通信販売事業者が独自に、返品・交換のルールを定めている場合は、その範囲で対応してもらうことができます。「商品に問題がなければ返品・交換は不可」と定めている事業者もあります。購入前に、ご自身が利用する通信販売事業者の返品・交換のルール（返品特約）を必ずチェックしておきましょう。

通信販売事業者が、返品の定めを表示、記載していないときには、商品が届いてから8日以内は返品ができます。その場合、送料は負担しなければなりません。

